

身体拘束等適正化のための指針

NPO 法人シンフォニーネット
障害者就労継続支援 B 型事業所
mimi hana カフェ

1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人（事業所）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

2. 根拠となる法律

（1）障害者虐待防止法

身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 基本方針

（1）当法人（事業所）内での共通理解

- ・身体拘束の防止に努めます。

当法人（事業所）において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- クールダウンの為の個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

2

（2）研修の実施

- ・定期的な教育や研修（年 1 回）を実施する。
- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行う。

（3）委員会の実施

- ・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。

- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

(4) 身体拘束記録

- ・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間ややむを得なかった理由などを記入する。

(5) 身体拘束の解除（報告）

- ・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(6) 利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます

4. 指針の閲覧について 当法人（事業所）の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に 閲覧できると共に、ホームページに公表し、誰でも閲覧できるようにします。

付則 令和 5 年 3 月 1 日より施行

身体拘束に関する説明書・経過観察記録

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記の ABC をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と事案等において最小限度の拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行なうことを約束いたします。

- A 利用者本人または他の利用者、カフェお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護・支援方法が無い。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 〈場所、行為(部位・内容)〉	
拘束の時間帯及び時間	
特筆すべき新進の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

NPO 法人シンフォニーネット
障害者就労継続支援 B 型事業所 mimi hana カフェ

管理者 印

記録者 印

(利用者・御家族記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日 氏名 印

(本人との続柄)